

## 五類感染症の全数把握対象疾患の追加について

札幌市保健所より標記通知があり（札幌感第 1160-1 号、2014 年 9 月 22 日）、下記 5 つの疾患が追加されました。これらの疾患を診断した医師は、7 日以内に札幌市保健所へ届出してください。

また、当院の「医療関連感染対策マニュアル」の「1. 院内感染対策に関する法令等」の「1. 資料 感染症に基づく感染症分類」を本日付けで改訂しましたのでお知らせします。

### 【追加される疾患】

- カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症
- 水痘（入院に限る）
- 播種性クリプトコッカス
- 薬剤耐性アシネトバクター感染症



なお、各種疾患の定義や届出に関しては、厚生労働省のホームページを閲覧ください。

「厚労省 感染症法 届出」で検索、もしくは、下記のURLで検索できます。  
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou11/01.html>

類型	番号	疾病名	届出対象					届出様式 番号	届出機関	医師又は管理者 からの届出時期
			患者	無症状病原 体保有者	疑似症患者	感染症死亡 者の死体	感染症死亡者 疑いの死体			
一類 (7疾病)	(1)	エボラ出血熱	○	○	○	○	○	1-1	全医療機関	直ちに
	(2)	クリミア・コンゴ出血熱	○	○	○	○	○	1-2		
	(3)	痘そう	○	○	○	○	○	1-3		
	(4)	南米出血熱	○	○	○	○	○	1-4		
	(5)	ペスト	○	○	○	○	○	1-5		
	(6)	マールブルグ病	○	○	○	○	○	1-6		
	(7)	ラッサ熱	○	○	○	○	○	1-7		
二類 (5疾病)	(1)	急性灰白髄炎	○	○	/	○	○	2-1		
	(2)	結核	○	○	○	○	○	2-2		
	(3)	ジフテリア	○	○	/	○	○	2-3		
	(4)	重症急性呼吸器症候群(病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る)	○	○	○	○	○	2-4		
	(5)	鳥インフルエンザ(H5N1)	○	○	○	○	○	2-5		
三類 (5疾病)	(1)	コレラ	○	○	/	○	○	3-1		
	(2)	細菌性赤痢	○	○	/	○	○	3-2		
	(3)	腸管出血性大腸菌感染症	○	○	/	○	○	3-3		
	(4)	腸チフス	○	○	/	○	○	3-4		
	(5)	パラチフス	○	○	/	○	○	3-5		
全数把握対象疾病	(1)	E型肝炎	○	○	/	○	○	4-1		
	(2)	웨스트ナイル熱	○	○	/	○	○	4-2		
	(3)	A型肝炎	○	○	/	○	○	4-3		
	(4)	エキノコックス症	○	○	/	○	○	4-4		
	(5)	黄熱	○	○	/	○	○	4-5		
	(6)	オウム病	○	○	/	○	○	4-6		
	(7)	オムスク出血熱	○	○	/	○	○	4-7		
	(8)	回帰熱	○	○	/	○	○	4-8		
	(9)	キャサヌル森林病	○	○	/	○	○	4-9		
	(10)	Q熱	○	○	/	○	○	4-10		
	(11)	狂犬病	○	○	/	○	○	4-11		
	(12)	コクシジオイデス症	○	○	/	○	○	4-12		
	(13)	サル痘	○	○	/	○	○	4-13		
	(14)	重症熱性血小板減少症候群(SFTS)	○	○	/	○	○	4-14		
	(15)	腎症候性出血熱	○	○	/	○	○	4-15		
	(16)	西部ウマ脳炎	○	○	/	○	○	4-16		
	(17)	ダニ媒介脳炎	○	○	/	○	○	4-17		
	(18)	炭疽	○	○	/	○	○	4-18		
	(19)	チクングニア熱	○	○	/	○	○	4-19		
	(20)	つつが虫病	○	○	/	○	○	4-20		
	(21)	デング熱	○	○	/	○	○	4-21		
	(22)	東部ウマ脳炎	○	○	/	○	○	4-22		
	(23)	鳥インフルエンザ(H5N1及びH7N9を除く)	○	○	/	○	○	4-23		
	(24)	ニパウイルス感染症	○	○	/	○	○	4-24		
	(25)	日本紅斑熱	○	○	/	○	○	4-25		
	(26)	日本脳炎	○	○	/	○	○	4-26		
	(27)	ハンタウイルス肺症候群	○	○	/	○	○	4-27		
	(28)	Bウイルス病	○	○	/	○	○	4-28		
	(29)	鼻疽	○	○	/	○	○	4-29		
	(30)	ブルセラ症	○	○	/	○	○	4-30		
	(31)	ベネズエラウマ脳炎	○	○	/	○	○	4-31		
	(32)	ヘンドラウイルス感染症	○	○	/	○	○	4-32		
	(33)	発しんチフス	○	○	/	○	○	4-33		
	(34)	ポツリヌス症	○	○	/	○	○	4-34		
	(35)	マラリア	○	○	/	○	○	4-35		
	(36)	野兎病	○	○	/	○	○	4-36		
	(37)	ライム病	○	○	/	○	○	4-37		
	(38)	リッサウイルス感染症	○	○	/	○	○	4-38		
	(39)	リフトバレー熱	○	○	/	○	○	4-39		
	(40)	類鼻疽	○	○	/	○	○	4-40		
	(41)	レジオネラ症	○	○	/	○	○	4-41		
	(42)	レプトスピラ症	○	○	/	○	○	4-42		
	(43)	ロッキー山紅斑熱	○	○	/	○	○	4-43		

類型	番号	疾病名	届出対象					届出様式番号	届出機関	医師又は管理者からの届出時期
			患者	無症状病原体保有者	疑似症患者	感染症死亡者の死体	感染症死亡者疑いの死体			
全数把握対象疾病	五類(22疾病)	(1) アメーバ赤痢	○			○		5-1	全医療機関	7日以内
		(2) ウイルス性肝炎(A,E型を除く。)	○			○		5-2		
		(3) カルバペネム耐性腸内細菌科細菌感染症	○			○		5-3		
		(4) 急性脳炎	○			○		5-4		
		(5) クリプトスポリジウム症	○			○		5-5		
		(6) クロイツフェルト・ヤコブ病	○			○		5-6		
		(7) 劇症型溶血性レンサ球菌感染症	○			○		5-7		
		(8) 後天性免疫不全症候群	○	○		○		5-8		
		(9) ジアルジア症	○			○		5-9		
		(10) 侵襲性インフルエンザ菌感染症	○			○		5-10		
		(11) 侵襲性髄膜炎菌感染症	○			○		5-11		
		(12) 侵襲性肺炎球菌感染症	○			○		5-12		
		(13) 水痘(入院例に限る)	○			○		5-13		
		(14) 先天性風しん症候群	○			○		5-14		
		(15) 梅毒	○	○		○		5-15		
		(16) 播種性クリプトコックス症	○			○		5-16		
		(17) 破傷風	○			○		5-17		
		(18) パンコマイン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○			○		5-18		
		(19) パンコマイン耐性腸球菌感染症	○			○		5-19		
		(20) 風しん	○			○		5-20		
		(21) 麻しん	○			○		5-21		
		(22) 薬剤耐性アンネバクター感染症	○			○		5-22		
指定感染症	(1) 中東呼吸器症候群(MERS)	○		○	○	○	6-1	全医療機関	直ちに	
	(2) 鳥インフルエンザ(H7N9)	○	○	○	○	○	6-1			
定点把握対象疾病	五類(定点)(26疾病)	(1) RSウイルス感染症	○			○		7-1	小児科定点	翌週月曜日*
		(2) 咽頭結膜熱	○			○				
		(3) A群溶血性レンサ球菌咽頭炎	○			○				
		(4) 感染性胃腸炎	○			○				
		(5) 水痘	○			○				
		(6) 手足口病	○			○				
		(7) 伝染性紅斑	○			○				
		(8) 突発性発しん	○			○				
		(9) 百日咳	○			○				
		(10) ヘルパンギーナ	○			○				
		(11) 流行性耳下腺炎	○			○				
	(1) インフルエンザ(鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く。)	○			○		7-2	インフルエンザ定点(内科・小児科)		
	(1) 急性出血性結膜炎	○			○		7-3	眼科定点		
	(2) 流行性角結膜炎	○			○					
	(1) 性器クラミジア感染症	○			○		7-4	性感染症定点 →産科・婦人科 性病科 泌尿器科 皮膚科	翌月初日	
	(2) 性器ヘルペスウイルス感染症	○			○					
	(3) 尖圭コンジローマ	○			○					
	(4) 淋菌感染症	○			○					
	(1) 感染性胃腸炎(病原体がロウウイルス)	○			○		7-5	基幹定点	翌週月曜日*	
	(2) クラミジア肺炎(オウム病除く)	○			○					
	(3) 細菌性髄膜炎(髄膜炎菌・肺炎球菌・インフルエンザ菌を除く)	○			○					
	(4) マイコプラズマ肺炎	○			○					
	(5) 無菌性髄膜炎	○			○					
	(1) ペニシリン耐性肺炎球菌感染症	○			○		7-6	基幹定点	翌月初日	
	(2) メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症	○			○					
	(3) 薬剤耐性緑膿菌感染症	○			○					
五類(定点)疑似症	(1) 摂氏38度以上の発熱及び呼吸器症状	○					7-7	疑似症定点	直ちに	
	(2) 発熱及び発しん又は水疱	○								

\*日曜診断の場合、翌日月曜日までに